熊谷市子育て支援･保健拠点施設整備事業

№	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1	建設工事請負仮契約書	１０	第２５条			賃金または物価の変動に基づく請負代金額の変更	第１回の質問回答を経た様式修正にて、請負代金額の変更請求などに関する起算日が「基本契約締結の日」に修正されているのに対して、『建設工事請負仮契約書（案）に関する質問への回答』No.2では「提案書提出日を基準とすることを想定」とあります。 変更請求の起算日に関する考え方を改めてご教示ください。	物価変動に関しては、基準日（Ａ・比較される日）と起算日（Ｂ・比較する日）を定める必要があります。 Ａは、提案書提出日を想定しておりますが、正式な日は協議により決定することとします。 Ｂは、建設工事請負仮契約書（案）のとおり、基本契約締結の日から起算して12か月を経過した後に賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認められ、事業者が市に対して請負代金額の変更を請求した日とします。
2	建設工事請負仮契約書	１０	第２５条			賃金または物価の変動に基づく請負代金額の変更	『建設工事請負仮契約書（案）に関する質問への回答』No.7において、採用する物価指数等の内容については事業者との対話にて意見を聴取するとあります。 提案書提出日までに、対話にて決定された方向性をご教示ください。	物価変動に関し採用する物価指数等の内容については、優先交渉権者決定後に協議により決定することとします。